

# ノーリツ企業年金基金規約

## R3.04.01 規約変更反映

## 目 次

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 代議員及び代議員会
- 第 3 章 役員及び職員
- 第 4 章 加 入 者
- 第 5 章 基準給与及び標準給与
- 第 6 章 給 付
  - 第 1 節 給付の通則
  - 第 2 節 老 齡 給 付 金
  - 第 3 節 脱 退 一 時 金
  - 第 4 節 遺 族 給 付 金
- 第 7 章 掛 金
- 第 8 章 積立金の積立て
- 第 9 章 積立金の運用及び業務の委託
- 第 1 0 章 解散及び清算
- 第 1 0 章の 2 年 金 通 算
- 第 1 1 章 雑 則
- 附 則
- 別 表

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この企業年金基金（以下「基金」という。）は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、基金の加入者等の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

### (名称)

第 2 条 この基金は、ノーリツ企業年金基金という。

### (事務所)

第 3 条 この基金の事務所は、次の場所に置く。  
兵庫県明石市二見町南二見 5

### (実施事業所の名称及び所在地)

第 4 条 この基金の実施事業所（この基金が設立された厚生年金保険の適用事業所をいう。以下同じ。）の名称及び所在地は、別表第 1 のとおりとする。

### (公告の方法)

第 5 条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。  
2 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第 8 条、第 9 条、第 54 条、第 58 条、第 59 条及び第 63 条第 2 項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。

## 第 2 章 代議員及び代議員会

### (代議員及び代議員会)

第 6 条 この基金に代議員会を置く。  
2 代議員会は、代議員をもって組織する。  
3 代議員会は、代議員の求めに応じてテレビ会議システム・ウェブ会議システム等を用いて行う。

### (定数)

第 7 条 この基金の代議員の定数は、14人とし、その半数は、実施事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

### (任期)

第 8 条 代議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区)

第9条 加入者において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）選挙区は、全実施事業所を通じて1選挙区とする。

(互選代議員の選挙期日)

第10条 加入員において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後20日以内に行うことができる。

- 2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。
- 3 前2項の規定による選挙の期日は、15日前に公告しなければならない。
- 4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

(当選人)

第12条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。
- 3 理事長は、当選人が決ったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。
- 4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第14条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

- 2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。
- 3 前2項の規定による選定は、事業主が、事業主（その代理人も含む。）及び実施事業所に使用される者の中から、合議によって行うものとする。
- 4 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。
- 5 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。
- 6 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(通常代議員会)

第15条 通常代議員会は、毎年7月に招集する。

(臨時代議員会)

第16条 理事長は必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。

2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第17条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所(テレビ会議システム・ウェブ会議システム等を活用する場合にはその方法を含む。)を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(定足数)

第18条 代議員会は、代議員の定数(第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(代議員会の議事)

第19条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更(確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。)第15条各号に規定する事項の変更を除く。)の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第17条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

4 第6条第3項の規定によりテレビ会議システム・ウェブ会議システム等を活用する場合であって、当該システムが正常に稼働しない事象(以下この項において「システム異常事象」という。)が発生したことにより代議員会の議事に参加できなくなった代議員が生じたときは、次の各号に掲げる状況に応じて当該各号に規定する取扱いとする。

(1) 議事が始まる前にシステム異常事象が発生したとき

議事に参加できなくなった代議員の同意を得て当該代議員を欠席者とみなして議事を開始する。ただし、当該同意が得られない場合は、代議員会は成立しないものとする。

(2) 議事の審議中にシステム異常事象が発生したとき

システム異常事象が発生する前の議事については有効に成立したものとし、システム異常事象の発生以降の議事については、前号の規定を準用する。

(代議員の除斥)

第20条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第21条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員解任
- (3) 毎事業年度の予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (5) 借入金の借入れ
- (6) その他重要な事項

(会議録)

第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所（テレビ会議システム・ウェブ会議システム等を活用した場合にはその方法を含む。）
  - (2) 代議員の定数
  - (3) 出席した代議員の氏名（テレビ会議システム・ウェブ会議システム等により出席した代議員についてはその旨を含む。）及び第21条の規定により代理された代議員の氏名
  - (4) 議事の経過の要領
  - (5) 議決した事項及び可否の数
  - (6) その他必要な事項
- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかなければならない。
- 4 加入者及び加入者であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規程)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

### 第 3 章 役員及び職員

(役員)

第25条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

- 第26条 理事の定数は、6人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。
- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
  - 3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
  - 4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
  - 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員任期)

第27条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(役員解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 理事にあっては、第36条の規定に違反したとき。

(役員選挙執行規程)

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

- 2 理事会は理事の求めに応じてテレビ会議システム・ウェブ会議システム等を用いて行う。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所(テレビ会議システム・ウェブ会議システム等を活用する場合にはその方法を含む)を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第12条第4項の規定による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第34条 理事会の会議録については、第23条第1項から第3項までの規定を準用する。

(役員職務)

第35条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。
- 3 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 5 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第23条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事2名がこの基金を代表する。
- 6 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第36条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第37条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

第38条 この基金の職員は、理事長が任免する。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 加入者

(加入者)

第39条 この基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）のうち、株式会社ノーリツ（以下「会社」という。）の就業規則（平成29年3月1日現在において効力を有する就業規則をいう。以下同じ。）第4条に定める従業員（会社の退職金規程（平成23年7月1日現在において効力を有する退職金規程をいう。以下同じ。）第2条ただし書きに該当する者は除く。以下「従業員」という。）とする。

(資格取得の時期)

第40条 従業員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を取得する。

- (1) この基金の実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において従業員でない場合にあつては従業員となった日）に、加入者の資格を取得する。
- (2) 就業規則第19条第1号に定める休職（以下「休職」という。）をした期間（以下「休職期間」



という。)が終了し復職した日。

(資格喪失の時期)

第41条 従業員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき。
- (3) 従業員でなくなったとき。
- (4) 従業員が使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき。
- (5) 60歳に達した日の翌日の属する月の末日
- (6) 退職したとき

(加入者期間の計算)

第42条 加入者期間は、加入者の資格を取得した日から加入者の資格を喪失した日までの期間とする。この場合において、加入者の資格を取得した日の毎月の応当する日からその翌月の応当する日の前日までを1月とする。

2 この基金の給付の支給要件（第59条第1号及び第64条第1号に規定する加入者期間3年以上の支給要件を除く。）の基礎となる加入者期間及び給付の額の算定の基礎となる加入者期間は、月によるものとし、16日以上1月未満の端数があるときは、これを1月に切り上げる。

3 加入者の資格を喪失した後に、再びこの基金の加入者の資格を取得した者については、前後の加入者期間は合算しないものとする。ただし、前条第6号の規定により加入者の資格を喪失した後に、第40条第2号の規定により再び加入者となった者（以下、「再加入者」という。）については、次の各号に掲げる者を除き、前後の加入者期間を合算する。

- (1) 再加入者となる前の加入者期間にかかる脱退一時金の全部を支給された者。
- (2) 再加入者となる前の加入者期間にかかる老齢給付金の全部を支給された者。
- (3) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の額に相当する額（以下「脱退一時金相当額」という。）が第89条の3から第89条の6までのいずれかの規定に基づき移換された者

## 第5章 基準給与及び標準給与

(基準給与)

第43条 この基金の給付の額の算定の基礎となる給与（以下「基準給与」という。）は、加入者の資格を喪失したときにおける会社の退職金規程第4条に定める基礎額（以下「基礎額」という。）とする。

(標準給与)

第44条 この基金の掛金の額の算定の基礎となる給与（以下「標準給与」という。）は、毎年7月1日（あらたに加入者となった者は加入者となった日）現在の基礎額とし、その年の7月から翌年の6月（あらたに加入者となった者は直後の6月）まで適用する。

## 第6章 給付

### 第1節 給付の通則

(給付の種類)

第45条 この基金による給付は次のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

(裁定)

第46条 給付を受ける権利(以下「受給権」という。)は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基づいて、この基金が裁定する。

- 2 この基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。
- 3 受給権者は、第1項の裁定の請求を行う場合は、裁定の請求の書類に生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付して基金に提出しなければならない。
- 4 遺族給付金の請求に当っては、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。
  - (1) 請求者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子(給付対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。以下同じ。)、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合 死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類
  - (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合 請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類
- 5 第52条に定める未支給の給付の請求に当っては、その請求者は、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。ただし、死亡した受給権者が死亡前に給付の請求をしていなかった場合は、第3項に定める請求書を合わせて提出しなければならない。
  - (1) 請求者が配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合 死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類
  - (2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合 請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類
- 6 第57条第1項ただし書きの規定により、年金に代えて一時金の支給を受けようとする場合、当該受給権者は、同項各号に定める特別な事情があることを証する書類を提出しなければならない。

(第一標準年金月額及び第二標準年金月額)

第47条 第一標準年金月額は、加入者期間に応じて別表第2に定める額に加入者の資格を喪失したときの年齢に応じて別表第4に定める率を乗じて得た額

- 2 第二標準年金月額は、基準給与の額に加入者期間に応じて別表第3に定める率と加入者の資格を喪失したときの年齢に応じて別表第4に定める率をそれぞれ乗じて得た額

(端数処理)

第48条 この基金の給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の月額に10円未満の端数が生じた場合は、これを10円に切り上げ、給付のうち一時金として支給されるもの（以下「一時金給付」という。）の額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

(支給期間)

第49条 年金給付の支給は、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第50条 年金給付の支払日は、年6回、2月、4月、6月、8月、10月及び12月の各1日（金融機関が非営業日である場合はその直後の営業日）とし、それぞれの支払日にその前月までの分をまとめて支払う。

2 一時金給付は、請求手続終了後1ヵ月以内に支払う。

3 前2項の給付の支払は、あらかじめ加入者、加入者であった者が指定した金融機関の口座に、基金から振り込むことにより行う。

(給付の制限)

第51条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者及び給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者については、遺族給付金を支給しない。

2 受給権者が、正当な理由がなく法第98条の規定による書類その他物件の提出の求めに応じない場合は、給付の全部又は一部を支給しない。

3 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に使用されなくなった場合には、給付の全部を行わない。

(1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。

(2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。

(3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。

(未支給の給付)

第52条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はその他の親族のうち、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順位による。

4 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その1人に対して行った支給は、全員に対して行ったものとみなす。

(時効)

第53条 受給権の消滅時効については、民法（明治29年4月27日法律第89号）の規定を適用する。

（譲渡担保の禁止等）

第54条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

## 第 2 節 老齢給付金

（支給要件）

第55条 基金の加入者又は加入者であった者（第59条第3号の規定による脱退一時金の支給を受けた者及び第61条の規定による支給の繰下げを行った脱退一時金の全部を一時金として支給した者を除く。）が次の各号のいずれにも該当することとなったときは、老齢給付金を年金として支給する。

- (1) 加入者期間が20年に達したとき。
- (2) 60歳に達したとき。

（年金月額）

第56条 老齢給付金の額は、第一標準年金月額と第二標準年金月額とを合算した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、老齢給付金を年金として支給した期間が20年に達した月以降の老齢給付金の額は、第一標準年金月額と第二標準年金月額に50%を乗じて得た額とを合算した額とし、第二標準年金月額を支給した期間が20年に達した月の翌月から老齢給付金の額を改定する。

3 第1項の規定にかかわらず、第61条第2項の規定により脱退一時金の一部を選択した者に年金として支給する老齢給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第61条第2項第2号を選択したとき。  
第一標準年金月額
- (2) 第61条第2項第3号を選択したとき。  
第二標準年金月額に50%を乗じて得た額
- (3) 第61条第2項第4号を選択したとき。  
第一標準年金月額と第二標準年金月額に50%を乗じて得た額とを合算した額

4 第1項の規定にかかわらず、次条第2項の規定により年金の一部に代えて一時金を受けた者に支給する老齢給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、当該一時金の支給を申し出た月の翌月から年金として支給する老齢給付金の額を改定する。

- (1) 第57条第2項第2号を選択したとき。  
第一標準年金月額
- (2) 第57条第2項第3号を選択したとき。  
第二標準年金月額に50%を乗じて得た額
- (3) 第57条第2項第4号を選択したとき。  
第一標準年金月額と第二標準年金月額に50%を乗じて得た額とを合算した額

5 第2項の規定は、脱退一時金又は老齢給付金の一部について既に一時金の支給を受けている者には適用しない。

（年金に代えて支給する一時金）

第57条 老齢給付金の受給権者は、老齢給付金の裁定を受けるとき、又は、年金として支給する

老齢給付金を受けてから5年を経過した日から20年を経過する日までの間において、その者の申出により、年金に代えて一時金を受けることができる。ただし、次に掲げる事由に該当した場合にあっては、老齢給付金を受けてから5年を経過する日までの間においても、一時金を受けることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること。
- (3) 受給権者が心身に重大な傷害を受け、又は長期間入院したこと。
- (4) その他前各号に準ずる事情

2 老齢給付金の受給権者（脱退一時金又は老齢給付金の一部について既に一時金の支給を受けている者を除く。）が前項の規定により一時金を受けることを選択する場合にあっては、次の各号のいずれを選択するかを申し出ることとする。

- (1) 老齢給付金の額の全部
- (2) 第二標準年金月額の一部
- (3) 第一標準年金月額の全部と第二標準年金月額の50%
- (4) 第二標準年金月額の50%

3 第1項の規定により選択した一時金給付の額は、次の各号に定める場合に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号を選択したとき  
第一標準年金月額及び第二標準年金月額に第一標準年金月額及び第二標準年金月額の支給を受けた期間（以下「支給済期間」という。）に応じて別表第5に定める率をそれぞれ乗じて得た額を合算した額
- (2) 前項第2号を選択したとき  
第二標準年金月額に支給済期間に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額
- (3) 前項第3号を選択したとき  
第一標準年金月額に支給済期間に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額と、第二標準年金月額に支給済期間に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額に50%を乗じて得た額とを合算した額
- (4) 前項第4号を選択したとき  
第二標準年金月額に支給済期間に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額に50%を乗じて得た額

4 脱退一時金又は老齢給付金の一部について既に一時金の支給を受けている老齢給付金の受給権者が第1項の規定により再び一時金を受けることを選択する場合の一時金給付の額は、次の各号に定める場合に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2項第2号又は第61条第2項第2号を選択していたとき  
第一標準年金月額に支給済期間に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額
- (2) 第2項第3号又は第61条第2項第3号を選択していたとき  
第二標準年金月額に50%を乗じて得た額に支給済期間に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額
- (3) 第2項第4号又は第61条第2項第4号を選択していたとき  
第一標準年金月額及び第二標準年金月額に50%を乗じて得た額に支給済期間に応じて別表第5に定める率をそれぞれ乗じて得た額を合算した額

(失権)

第58条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき。

- (2) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき。

### 第 3 節 脱退一時金

(支給要件)

第59条 加入者が次の各号のいずれかに該当した場合にあっては、脱退一時金を支給する。

- (1) 加入者期間が3年以上10年未満である者が、加入者の資格を喪失したとき（死亡により資格を喪失したときを除く。以下この条において同じ。）。
- (2) 加入者期間が10年以上20年未満である者が、加入者の資格を喪失したとき。
- (3) 加入者期間が20年以上である者が、60歳未満で加入者の資格を喪失したとき。

(一時金額)

第60条 脱退一時金の額は、次の各号に定める場合に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に該当する者 基準給与の額に加入者期間に応じて別表第7に定める率を乗じて得た額
- (2) 前条第2号に該当する者 次のアとイを合算した額
  - ア 第一脱退一時金 加入者期間に応じて別表第6に定める額
  - イ 第二脱退一時金 基準給与の額に加入者期間に応じて別表第7に定める率を乗じて得た額
- (3) 前条第3号に該当する者 次のアとイを合算した額
  - ア 第一脱退一時金 第一標準年金月額に、加入者の資格を喪失したときの年齢に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額
  - イ 第二脱退一時金 第二標準年金月額に、加入者の資格を喪失したときの年齢に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額

(支給の繰下げ及び支給の方法)

第61条 第59条第3号に該当する脱退一時金の受給権者は、その者が60歳に達するまでの間、脱退一時金の支給の繰下げの申出をすることができる。

2 前項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者（脱退一時金の一部について既に一時金の支給を受けている者を除く。）は、次の各号のいずれかを選択して、脱退一時金の支給を申し出ることができる。

- (1) 脱退一時金の全部
- (2) 第二脱退一時金の全部
- (3) 第一脱退一時金の全部と第二脱退一時金の50%
- (4) 第二脱退一時金の50%

3 前項の規定により脱退一時金の支給を申出た場合の脱退一時金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号を選択した場合  
第一標準年金月額及び第二標準年金月額に一時金を選択したときの年齢に応じて別表第8に定める率をそれぞれ乗じて得た額を合算した額
- (2) 前項第2号を選択した場合  
第二標準年金月額に一時金を選択したときの年齢に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額
- (3) 前項第3号を選択した場合

第一標準年金月額に一時金を選択したときの年齢に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額と第二標準年金月額に50%を乗じて得た額に一時金を選択したときの年齢に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額とを合算した額

(4) 前項第4号を選択した場合

第二標準年金月額に50%を乗じて得た額に一時金を選択したときの年齢に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額

4 第2項第2号から第4号までの規定により脱退一時金の一部について支給を受けた者が再び脱退一時金の支給を申し出たときは、脱退一時金の全部を一時金として支給する。

5 前項の規定により再び脱退一時金の支給を申し出た場合の脱退一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2項第2号を選択した者が再び選択した場合

第一標準年金月額に一時金を選択したときの年齢に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額

(2) 第2項第3号を選択した者が再び選択した場合

第二標準年金月額に50%を乗じて得た額に一時金を選択したときの年齢に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額

(3) 第2項第4号を選択した者が再び選択した場合

第一標準年金月額に一時金を選択したときの年齢に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額と第二標準年金月額に50%を乗じて得た額に一時金を選択したときの年齢に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額とを合算した額

6 前4項のほか、第41条第6号の規定により加入者の資格を喪失した第59条第1号又は第2号に該当する脱退一時金の受給権者は、その者の休職期間が終了する日までの間、脱退一時金の支給の繰下げの申出をすることができる。

7 前項の規定により、脱退一時金の支給を繰下げている者が脱退一時金の支給を申し出た場合の一時金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第59条第1号に該当する脱退一時金の受給権者の場合

前条第1号に定める額

(2) 第59条第2号に該当する脱退一時金の受給権者の場合

前条第2号に定める額

(支給の効果)

第62条 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。

2 脱退一時金相当額が第89条の3から第89条の6までのいずれかの規定に基づき移換されたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。

(失権)

第63条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。

(1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき。

(2) 脱退一時金の繰下げの申出をしている者が死亡したとき。

(3) 脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得したとき。

(4) 第40条第2号の規定により加入者の資格を取得したとき。

#### 第4節 遺族給付金

(支給要件)

第64条 この基金の加入者又は加入者であった者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- (1) 加入者期間が3年以上10年未満である加入者が死亡したとき。
- (2) 加入者期間が10年以上である加入者が死亡したとき。
- (3) 脱退一時金の繰下げの申出をしている者が死亡したとき。
- (4) 老齢給付金の受給権者であって、年金の支給開始後20年を経過していない者が死亡したとき。

(遺族の範囲及び順位)

第65条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次の各号にあげるものとする。この場合において、遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順位とし、第2号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)
  - (2) 子(給付対象者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、当該子を含む。)、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族
- 2 遺族給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした遺族給付金の支給は全員に対してしたものとみなす。

(一時金額)

第66条 遺族一時金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 第64条第1号に該当する場合 基準給与の額に加入者期間に応じて別表第7に定める率を乗じて得た額
- (2) 第64条第2号に該当する場合 次のアとイに定める額を合算した額
  - ア 加入者期間に応じて別表第6に定める額
  - イ 基準給与の額に加入者期間に応じて別表第7に定める率を乗じて得た額
- (3) 第64条第3号に該当する場合 次のアからカに掲げる区分に応じてそれぞれ算出した額
  - ア 脱退一時金の一部について一時金の支給を選択していなかったとき  
第一標準年金月額及び第二標準年金月額に相当する額にその者の死亡したときの年齢に応じて別表第8に定める率をそれぞれ乗じて得た額を合算した額
  - イ 第61条第2項第2号を選択していたとき  
第一標準年金月額に相当する額にその者の死亡したときの年齢に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額
  - ウ 第61条第2項第3号を選択していたとき  
第二標準年金月額に相当する額に50%を乗じて得た額にその者の死亡したときの年齢に応じて別表第8に定める率を乗じて得た額
  - エ 第61条第2項第4号を選択していたとき  
第一標準年金月額に相当する額及び第二標準年金月額に相当する額に50%を乗じて得た額にその者の死亡したときの年齢に応じて別表第8に定める率をそれぞれ乗じて得た額を合算した額
  - オ 第61条第6項の規定により第59条第1号に該当する脱退一時金の支給の繰下げの申し出



- をしていたとき
  - 第1号に定める額
- カ 第61条第6項の規定により第59条第2号に該当する脱退一時金の支給の繰下げの申し出
  - をしていたとき
    - 第2号に定める額
- (4) 第64条第4号に該当する場合 次のアからエに掲げる区分に応じてそれぞれ算出した額
  - ア 脱退一時金又は老齢給付金の一部について一時金の支給を選択していなかったとき
    - 第一標準年金月額及び第二標準年金月額に支給済期間に応じて別表第5に定める率をそれぞれ乗じて得た額を合算した額
  - イ 第57条第2項第2号又は第61条第2項第2号を選択していたとき
    - 第一標準年金月額に支給済期間に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額
  - ウ 第57条第2項第3号又は第61条第2項第3号を選択していたとき
    - 第二標準年金月額に50%を乗じて得た額に支給済期間に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額
  - エ 第57条第2項第4号又は第61条第2項第4号を選択していたとき
    - 第一標準年金月額及び第二標準年金月額に50%を乗じて得た額に支給済期間に応じて別表第5に定める率をそれぞれ乗じて得た額を合算した額

## 第 7 章 掛 金

### (掛金)

第67条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき掛金を拠出する。

### (標準掛金)

第68条 掛金のうち、標準掛金は次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 加入者1人につき4,750円
- (2) 各加入者の標準給与に9.17%を乗じて得た額を合算した額

### (特別掛金)

第69条 掛金のうち、特別掛金は、過去勤務債務の額を令和3年4月から5年0ヶ月で償却するために、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 加入者1人につき7,050円
- (2) 各加入者の標準給与に10.27%を乗じて得た額を合算した額

### (事務費掛金)

第70条 この基金の業務委託費又はこの基金の事務費に充てるための事務費掛金は、毎月2,100,000円とする。

### (掛金の負担割合)

第71条 事業主は、掛金の全額を負担する。

### (掛金の納付)

第72条 事業主は、各月の掛金を翌月末日までに基金に納付するものとする。

(財政再計算)

第73条 この基金は、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように、5年毎に事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うものとする。

2 この基金は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他規則第50条に定める場合は、掛金の額の再計算を行うものとする。

(積立金の額の評価)

第74条 この基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価で評価するものとする。

## 第 8 章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第75条 この基金は、毎事業年度の決算において積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回る場合には、掛金の額を再計算するものとする。

2 前項の許容繰越不足金は、当該事業年度以後20年間における標準掛金額の予想額の現価に100分の15を乗じて得た額とする。

(非継続基準の財政検証)

第76条 事業主は、毎事業年度の決算において積立金の額が最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定に基づき必要な額を掛金として拠出するものとする。

2 前項に定める最低積立基準額は、加入者及び加入者であった者の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）までの加入者期間に係る最低保全給付の現価の合計額とする。

3 前項に定める最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 基準日において年金給付の支給を受けている者 当該年金給付

(2) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金の支給開始年齢要件以外の要件を満たす者 その者が老齢給付金の支給開始要件を満たしたときに年金として支給される老齢給付金

(3) 基準日において加入者である者のうち、基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金の支給開始年齢要件以外の要件を満たす者  
標準的な退職年齢に達した日（基準日における年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる老齢給付金のうち第一標準年金月額に次の按分率1を乗じて得た額と、第二標準年金月額に次の按分率2を乗じて得た額を合算した額

按分率1 = A / B

按分率2 = C / D

A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表第2に定める額

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表第2に定める額

C 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表第3に定める率

D 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表第3に定める率

- (4) 基準日において加入者である者のうち、前号に定める者以外の者 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる脱退一時金のうち第一脱退一時金の額に次の按分率1を乗じて得た額と、第二脱退一時金に次の按分率2を乗じて得た額とを合算した額

$$\text{按分率1} = A / B$$

$$\text{按分率2} = C / D$$

- A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に、一時金額の算定に用いる別表第6に定める額
- B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に、一時金額の算定に用いる別表第6に定める額
- C 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に、一時金額の算定に用いる別表第7に定める率
- D 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に、一時金額の算定に用いる別表第7に定める率

- 4 前項第3号に規定する標準的な退職年齢は60歳とする。

## 第9章 積立金の運用及び業務の委託

### (基金資産運用契約)

- 第77条 この基金は、法第66条第1項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、基金を保険金受取人とする年金保険契約を生命保険会社と、投資一任契約を金融商品取引業者（投資助言・代理業又は投資運用業を行なう者に限る）とそれぞれ締結するものとする。
- 2 基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第66条第2項の規定に基づき、基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結する。
- 3 第1項の年金信託契約の内容は、令第40条第1項及び規則第71条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
- (1) 基金に支払うべき支払金の支払は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。
- (2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。
- 4 第1項の生命保険契約の内容は、令第41条並びに規則第72条及び第73条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
- (1) 基金に支払うべき保険金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。
- (2) 保険料と保険金とは相殺しないものであること。
- 5 第1項の投資一任契約の内容は、令第41条に規定するものでなければならない。
- 6 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第40条第2項に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

### (運用管理規程)

- 第78条 前条の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

- (1) 基金資産運用契約の相手方（以下「運用受託機関」という。）の名称
- (2) 信託金又は保険料の払込割合
- (3) 支払金又は保険金の負担割合
- (4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う運用受託機関

- (5) 資産額の変更の手続き
- (6) 第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの
- 2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号及び第6号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(積立金の運用)

第79条 この基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

- 第80条 この基金は、積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。
- 2 この基金は、前項に規定する基本方針と総合的な運用指針を作成し、運用受託機関に交付しなければならない。ただし、年金特定信託契約及び生命保険一般勘定契約の相手方である運用受託機関を除く。

(分散投資義務)

第81条 この基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならない。

(政策的資産構成割合)

- 第82条 この基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。
- 2 この基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する職員を置かなければならない。

(資産状況の確認)

第83条 この基金は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第84条 この基金は、基金資産運用契約に基づく権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(業務の委託)

第85条 この基金は、第一生命保険株式会社に、次の各号に掲げる業務を委託する。

- (1) 年金数理に関する業務
  - (2) 給付金の支払に関する業務
  - (3) 加入者の記録管理（年金受給待期者、年金受給者を含む。）に関する業務
  - (4) 掛金額計算業務
  - (5) 給付額計算業務
- 2 基金は、前項に規定する業務のほか、法第93条に規定する委託先に、次に掲げる業務を委託することができる。

- (1) 年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リターン・リスク分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）
- (2) 運用実績に係る統計の作成に関する業務
- (3) 給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務

## 第 10 章 解散及び清算

### （解散）

第86条 この基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。

- (1) 法第85条第1項の認可があったとき。
- (2) 法第102条第6項の規定による基金の解散命令があったとき。

### （解散時の掛金一括拋出）

第87条 この基金が解散する場合において、当該解散する日における積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は当該下回る額を掛金として一括拋出するものとする。

### （支給義務の消滅）

第88条 この基金が解散しときは、この基金の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給に関する義務についてはこの限りでない。

### （残余財産の分配）

第89条 この基金が解散した場合に、残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配しなければならない。

2 前項の分配は、解散日において算定した、各終了制度加入者等に係る最低積立基準額に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

(1) 残余財産の額が、最低積立基準額を下回る場合

ア 解散した日における受給権者及び老齢給付金の支給要件のうち支給開始要件以外の要件を満たす加入者であった者（以下この号において「受給権者等」という。）

当該受給権者等に係る最低積立基準額。ただし、当該最低積立基準額が残余財産を上回っている場合は、残余財産の額に、次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(ア) 各々の受給権者等の最低積立基準額

(イ) すべての受給権者等に係る最低積立基準額の総額

イ 解散した日における終了制度加入者等（受給権者等を除く。以下この号において同じ。）

残余財産を受給権者等に分配した後、残余がある場合は、当該残余の額に、次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(ア) 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額

(イ) すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額

(2) 残余財産の額が、最低積立基準額以上の場合

残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

ア 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額

イ すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額

- 3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

## 第 10 章 の 2 年金通算

(中途脱退者の選択)

第89条の2 この基金は、中途脱退者（基金の加入者の資格を喪失した者であつて、第59条に該当するものをいう。以下同じ。）に対して、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給若しくは支給の繰下げ又は脱退一時金相当額の移換を行う。ただし、第4号の選択は、第41条第6号の規定に基づき休職により加入者の資格を喪失した者に限るものとする。

(1) 速やかに脱退一時金額を受給すること。

(2) 速やかに第89条の6の規定に基づき企業年金連合会（法第91条の2第1項に規定する連合会をいう。以下「連合会」という。）へ脱退一時金相当額の移換を行うこと。

(3) この基金の加入者の資格を喪失した日から1年を経過したときに脱退一時金を受給すること。

(4) この基金の加入者の資格を喪失した日から1年を経過しても連合会へ脱退一時金相当額の移換は行わないこと又は脱退一時金額を受給しないこと。

(5) 第61条の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。

2 前項第3号、第4号又は第5号を選択した中途脱退者が、その加入者の資格を喪失した日から1年を経過するまでの間に脱退一時金の受給又は脱退一時金相当額その他制度（他の確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金又は連合会をいう。以下同じ。）への移換を申し出た場合には、同号の規定にかかわらず、この基金は当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額その他制度への移換を行う。

3 前項の脱退一時金相当額その他制度への移換については、次条から第89条の6までのいずれかの規定に基づき行うものとする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第89条の3 この基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であつて、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があつたときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。

4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第89条の4 この基金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であつて、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該厚生年金基金への脱退一時金相当

額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

- 第89条の5 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者（確定拠出年金法第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。）の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。
- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
  - 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。
  - 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

- 第89条の6 この基金の中途脱退者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。
- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
  - 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。
  - 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への残余財産の移換)

- 第89条の7 この基金の終了制度加入者等は、清算人に連合会への残余財産（第89条の規定により当該終了制度加入者等に分配すべき残余財産をいう。以下この条において同じ。）の移換を申し出ることができる。
- 2 清算人は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。
  - 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第89条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(加入者への説明)

- 第89条の8 この基金は、この基金の中途脱退者に対して、第89条の2から前条までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則（平成17年7月5日年企発第0705001号）第2に基づき説明しなければならない。

## 第 11 章 雑 則

### (事業年度)

第90条 この基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終る。

### (届出)

第91条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内にその旨を基金に届け出なければならない。

2 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。

### (報告書の提出)

第92条 この基金は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出するものとする。

2 この基金は、前項の書類を基金の事務所及び実施事業所に備え付けて置くものとする。

3 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

### (年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第93条 この基金が厚生労働大臣宛てに提出する規則第116条に規定する年金数理に関する業務にかかる書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。

### (業務概況の周知)

第94条 この基金は、業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次の各号に掲げる事項（第2号から第6号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。）を加入者に周知させなければならない。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- (2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- (3) 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- (4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産構成割合その他積立金の運用の概況
- (7) 基本方針の概要
- (8) その他この基金の事業に係る重要事項

2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
- (2) 書面を加入者に交付する方法
- (3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
- (4) その他周知が確実に行われる方法

3 この基金は、周知事項について、加入者以外の者であってこの基金が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。

### (法令の適用)

第95条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、この規約の実施のための手続き、その他



の執行については、法、令及び規則並びに関係法令及び通知の規定するところによる。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

### (厚生年金基金からの移行)

第2条 この基金は、法第112条第4項の規定に基づき、同項の規定により消滅したノーリツ厚生年金基金（以下「旧基金」という。）の権利義務を承継するものとする。

2 この規約の施行日（以下「施行日」という。）の前日において旧基金の受給権を取得している者及び待期者は、支給に関する権利義務を承継された給付について、この基金の受給権者又は待期者とする。

3 当該権利義務の承継に係る旧基金が、法第112条第4項の規定により消滅したときは、この基金は、厚生年金保険法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を政府に納付するものとする。

### (代議員に関する経過措置)

第3条 施行日の前日において、旧基金の代議員であった者は、この規約の施行日以降引き続きこの基金の代議員とする。

2 前項の規定による代議員の任期は、旧基金の代議員としての残任期間とする。

### (役員に関する経過措置)

第4条 施行日の前日において、旧基金の役員であった者は、この規約の施行日以降引き続きこの基金の役員とする。

2 前項の規定による役員の任期は、旧基金の役員としての残任期間とする。

### (加入者及び加入者期間に関する経過措置)

第5条 施行日の前日において旧基金の加入員であった者は、施行日にこの基金の加入者の資格を取得するものとする。

2 前項の規定によりこの基金の加入者となった者のうち、施行日において第39条に定める加入者の資格を有しない者は、同日に加入者の資格を喪失するものとする。

3 前2項に規定する者のほか、旧基金の加算適用加入員期間を有する者（旧基金の規約による脱退一時金又は選択一時金の全部の支給を受けたことにより、加算適用加入員でなかったものとされた加算適用加入員期間を除く。）は、当該加算適用加入員期間は、この基金の加入者であった期間とする。

### (年金に代えて支給する一時金に関する経過措置)

第6条 附則第2条第2項の規定に基づきこの基金の受給権者となった者が申し出たときは、同項の規定に基づき承継された給付額のうち旧基金の規約に規定する基本年金額から同規約第48条第1項第1号に定める額を控除して得た額を12で除して得た額（以下この項において「基本年金額」という。）の支給に代えて、基本年金額に申し出者の施行日の年齢に応じて別表第9に定める率を乗じて得た額を一時金として支給する。

2 附則第2条第2項の規定に基づきこの基金の待期者となった者が60歳に達する日までに申し出たときは、同条第1項の規定に基づき承継された給付額のうち施行日において旧基金の受給権を取得したのものとして計算した旧基金の規約に規定する基本年金額から同規約第48条第1項第1号に定める額を控除して得た額を12で除して得た額（以下この項及び次条において「基本年金額相当額」という。）の支給に代えて、基本年金額相当額に当該申し出者の申し出日におけ

る年齢に応じて別表第9に定める率を乗じて得た額を一時金として支給する。

(脱退一時金に関する経過措置)

第7条 附則第5条第2項の規定により施行日においてこの基金の資格を喪失した者には、脱退一時金を支給する。

- 2 前項の脱退一時金の額は、基本年金額相当額にその者の施行日の年齢に応じて別表第9に定める率を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定による脱退一時金の受給権者は、その者が60歳に達するまでの間、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ることができる。
- 4 第55条の規定による老齢給付金のほか、前項の規定により脱退一時金の支給の繰下げを申し出た者が60歳に達したときは、基本年金額相当額を年金として支給する。この場合、当該脱退一時金の受給権は消滅する。
- 5 前項の規定による年金の受給権は、当該受給権者が死亡したときは消滅する。

## 第8条 削除

(財政再計算に関する経過措置)

第9条 第73条第1項の規定にかかわらず、この基金の設立後最初の掛金の額の再計算は平成20年3月末日を基準日として行うものとする。

(非継続基準の財政検証に関する経過措置)

第10条 第76条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までの各事業年度の決算において積立金の額が最低積立基準額を下回る場合には、当該下回った額を基準として、規則第58条及び規則附則第2条の規定により算定した額を掛金として拠出するものとする。

## 第11条 削除

(確定給付企業年金に移行する際の不足額の徴収)

第12条 この基金は、旧基金が法第112条の規定に基づき、確定給付企業年金に移行する場合において、当該移行する日(以下「移行日」という。)における旧基金の年金給付等積立金の額が、当該移行する日において旧基金が年金たる給付(厚生年金代行給付に限る。)の支給に関する義務を負っている者に係る厚生年金保険法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を下回るときは、この基金は、当該下回る額を、旧基金の設立事業所(以下「設立事業所」という。)の事業主から特別掛金として一括して徴収するものとする。

- 2 前項に定めるところにより、この基金が特別掛金の納入の告知をしたときは、設立事業所の事業主は、納入告知書に定める納付期限までに当該特別掛金を納付しなければならない。

(非継続基準の財政検証による特例掛金)

第13条 令和元年度末の財政検証において非継続基準に抵触したため、令和3年度に特例掛金を拠出する。

- 2 前項の特例掛金は、月額25,000,000円とする。
- 3 第1項の特例掛金は、事業主が全額を負担する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

(脱退一時金の支給に関する経過措置)

第2条 平成17年9月以前に、この基金の加入者の資格を喪失したものに係る給付については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年2月25日から施行し、平成19年9月30日から適用する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成22年6月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成23年7月1日(以下「変更日」という。)から施行する。

(ノーリツエレクトロニクステクノロジー株式会社との合併に伴う資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 平成23年1月1日付で会社とノーリツエレクトロニクステクノロジー株式会社が合併したことに伴い、平成22年12月31日においてノーリツエレクトロニクステクノロジー株式会社に使用されていた者であって、当該合併日以後引き続き従業員である者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日にこの基金の加入者の資格を取得する。

- (1) 変更日においてノーリツエレクトロニクステクノロジー株式会社に使用されるに至った日から2年を経過した日以後最初に到来する4月1日を経過している従業員 変更日
- (2) 前号に掲げる者以外の従業員 ノーリツエレクトロニクステクノロジー株式会社に使用

されるに至った日から2年を経過した日以後最初に到来する4月1日

- 2 前項の規定により加入者の資格を取得した者が加入者の資格を取得する日の前日以前に次の表に掲げる他の厚生年金適用事業所に使用されていた期間は、加入者の資格を取得する日に、第42条に規定する加入者期間に算入する。

名称	所在地
ノーリツエレクトロニクステクノロジー株式会社	兵庫県明石市二見町南二見5

(給付に関する経過措置)

第3条 変更日の前日以前にこの基金の受給権を取得している者に係る給付の内容については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成23年6月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成23年11月28日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年7月18日から施行する。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成25年5月15日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成26年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成27年8月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(連合会に関する経過措置)

第2条 第89条の2第1項第2号に規定する連合会は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

附 則

この規約は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年2月26日から施行し平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成30年6月末日以前において、この規約による変更前の規約に基づく受給権を有する者に係る給付の内容については、なお従前の例による。

(最低積立基準額に関する経過措置)

第3条 施行日から平成35年6月末日までの期間における最低積立基準額は、第76条第1項から第4項までの規定に基づき算定した額が、施行日の前日時点に算定した額を下回る場合は、変更前の最低積立基準額とする。

附 則

この規約は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、この基金の実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において従業員でない場合にあっては従業員となった日）から起算して2年を経過した日以後最初に到来する4月1日を迎えていない者は、施行日にこの基金の加入者の資格を取得する。

(加入者期間の計算に関する経過措置)

第3条 第42条の規定にかかわらず、施行日において現にこの基金の加入者である者（前条の規定により加入者の資格を取得した者を含む）については、変更前のノーリツ企業年金基金規約第42条第2項の規定を適用する。

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成31年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 令和3年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。



別表第 1

実施事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社ノーリツ	兵庫県神戸市中央区

別表第2

年金給付額表

加入者期間	給付額	加入者期間	給付額
年		年	
20	4,770	33	11,510
21	5,110	34	12,260
22	5,450	35	13,140
23	5,860	36	14,100
24	6,270	37	15,050
25	6,670	38	16,140
26	7,150	39	16,140
27	7,630	40	16,140
28	8,180	41	16,140
29	8,780	42	16,140
30	9,400	43	16,140
31	10,010	44	16,140
32	10,760	45年以上	16,140

A年Bヵ月の場合の額（小数点以下四捨五入）

$$= A \text{年の額} + \{(A + 1) \text{年の額} - A \text{年の額}\} \times B / 12$$

別表第3

年金給付率表

加入者期間	給付率	加入者期間	給付率
年		年	
20	0.0718	33	0.1654
21	0.0801	34	0.1684
22	0.0874	35	0.1715
23	0.0955	36	0.1756
24	0.1028	37	0.1788
25	0.1109	38	0.1818
26	0.1191	39	0.1849
27	0.1284	40	0.1849
28	0.1367	41	0.1849
29	0.1458	42	0.1849
30	0.1541	43	0.1849
31	0.1582	44	0.1849
32	0.1613	45年以上	0.1849

A年Bヵ月の場合の率（小数点以下第5位四捨五入）

$$= A \text{年の率} + \{(A + 1) \text{年の率} - A \text{年の率}\} \times B / 12$$

別表第4

据置乗率表

脱退時年齢	乗 率	脱退時年齢	乗 率
歳		歳	
3 5	2.094	4 8	1.426
3 6	2.033	4 9	1.384
3 7	1.974	5 0	1.344
3 8	1.916	5 1	1.305
3 9	1.860	5 2	1.267
4 0	1.806	5 3	1.230
4 1	1.754	5 4	1.194
4 2	1.702	5 5	1.159
4 3	1.653	5 6	1.126
4 4	1.605	5 7	1.093
4 5	1.558	5 8	1.061
4 6	1.513	5 9	1.030
4 7	1.469	6 0歳以上	1.000

A歳Bヵ月の場合の率はA歳の率に

「{(A+1)歳の率-A歳の率}×B/12」(小数点以下第4位切り捨て)の率を加えた率

別表第 5

支給済期間別乗率表

支給済期間	乗 率	支給済期間	乗 率
年		年	
0	180.52579	1 1	94.47796
1	173.80739	1 2	85.17813
2	166.88745	1 3	75.59930
3	159.75990	1 4	65.73311
4	152.41853	1 5	55.57094
5	144.85692	1 6	45.10390
6	137.06846	1 7	34.32285
7	129.04634	1 8	23.21836
8	120.78356	1 9	11.78075
9	112.27290	2 0	0.00000
1 0	103.50692		

A年Bヵ月の場合の率（小数点以下第6位四捨五入）

$$= A\text{年の率} + \{(A + 1)\text{年の率} - A\text{年の率}\} \times B / 12$$

## 別表第6

一時金給付額表

加入者期間	給付額	加入者期間	給付額
年		年	
10	213,000	28	1,475,000
11	245,000	29	1,585,000
12	281,000	30	1,696,000
13	323,000	31	1,807,000
14	372,000	32	1,942,000
15	428,000	33	2,077,000
16	492,000	34	2,212,000
17	566,000	35	2,372,000
18	651,000	36	2,544,000
19	748,000	37	2,716,000
20	860,000	38	2,913,000
21	922,000	39	2,913,000
22	983,000	40	2,913,000
23	1,057,000	41	2,913,000
24	1,131,000	42	2,913,000
25	1,204,000	43	2,913,000
26	1,290,000	44	2,913,000
27	1,377,000	45年 以上	2,913,000

A年Bヵ月の場合の額（小数点以下四捨五入）

$$= A \text{年の額} + \{(A + 1) \text{年の額} - A \text{年の額}\} \times B / 12$$

別表第7

一時金給付率表

加入者期間	給付率	加入者期間	給付率
年		年	
3	0.300	26	21.500
4	0.500	27	23.170
5	0.700	28	24.660
6	0.900	29	26.320
7	1.100	30	27.810
8	1.300	31	28.550
9	1.500	32	29.110
10	2.000	33	29.850
11	3.000	34	30.400
12	4.000	35	30.960
13	5.000	36	31.700
14	6.000	37	32.260
15	7.000	38	32.810
16	8.200	39	33.370
17	9.400	40	33.370
18	10.600	41	33.370
19	11.800	42	33.370
20	12.960	43	33.370
21	14.460	44	33.370
22	15.760	45年	33.370
23	17.240	以上	
24	18.540		
25	20.020		

A年Bヵ月の場合の率（小数点以下第4位四捨五入）

$$= A\text{年の率} + \{(A + 1)\text{年の率} - A\text{年の率}\} \times B / 12$$

別表第 8

繰下げ一時金給付乗率表

遺族一時金給付乗率表

選択時年齢 死亡時年齢	乗 率	選択時年齢 死亡時年齢	乗 率
歳		年	
3 5	86.21098	4 8	126.59593
3 6	88.79773	4 9	130.43771
3 7	91.45177	5 0	134.31978
3 8	94.22014	5 1	138.33394
3 9	97.05688	5 2	142.48287
4 0	99.95891	5 3	146.76893
4 1	102.92234	5 4	151.19413
4 2	106.06686	5 5	155.75996
4 3	109.21100	5 6	160.32486
4 4	112.47713	5 7	165.16541
4 5	115.87021	5 8	170.14683
4 6	119.31645	5 9	175.26776
4 7	122.89026	6 0 歳以上	180.52579

A 歳 B ヲ月の場合の率（小数点以下第 6 位四捨五入）

$$= A \text{ 歳の率} + \{(A + 1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率}\} \times B / 12$$



## 別表第9

申出年齢別乗率表

申出時 年 齢	乗 率	申出時 年 齢	乗 率
1 5	11.8799	5 8	128.2845
1 6	12.5370	5 9	136.3354
1 7	13.2319	6 0	145.0128
1 8	13.9669	6 1	142.0305
1 9	14.7444	6 2	138.9973
2 0	15.5660	6 3	135.9110
2 1	16.4337	6 4	132.7628
2 2	17.3490	6 5	129.5421
2 3	18.3145	6 6	126.2356
2 4	19.3332	6 7	122.8383
2 5	20.4088	6 8	119.3539
2 6	21.5440	6 9	115.7932
2 7	22.7423	7 0	112.1688
2 8	24.0073	7 1	108.4890
2 9	25.3429	7 2	104.7544
3 0	26.7531	7 3	100.9850
3 1	28.2418	7 4	97.1960
3 2	29.8138	7 5	93.3986
3 3	31.4737	7 6	89.6069
3 4	33.2274	7 7	85.8382
3 5	35.0809	7 8	82.1185
3 6	37.0403	7 9	78.4797
3 7	39.1120	8 0	74.9415
3 8	41.3023	8 1	71.4269
3 9	43.6193	8 2	68.0346
4 0	46.0705	8 3	64.7685
4 1	48.6657	8 4	61.6230
4 2	51.4142	8 5	58.5844
4 3	54.3252	8 6	55.6933
4 4	57.4112	8 7	52.9753
4 5	60.6835	8 8	50.4124
4 6	64.1584	8 9	47.9567
4 7	67.8506	9 0	45.5820
4 8	71.7712	9 1	43.3843
4 9	75.9381	9 2	41.2933
5 0	80.3686	9 3	39.2978
5 1	85.0858	9 4	37.3839
5 2	90.1143	9 5	35.5368
5 3	95.4764	9 6	33.8076
5 4	101.1951	9 7	32.1520
5 5	107.2973	9 8	30.6433
5 6	113.8178	9 9	29.2154
5 7	120.7978	以上	

A歳Bヵ月の場合の率（小数点以下第5位四捨五入）

= A歳の率 + {(A+1)歳の率 - A歳の率} × B / 12